

登録番号		住宅名称			
事業者名		住宅住所	島根県		
報告者名		入居開始日	平成	年	月 日
FAX		メールアドレス			
登録戸数	戸	基準日の入居戸数	戸		
項目	内容	※各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒			根拠規定
登録の基準	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法1条
	(2) 登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に知事への届出なければならないことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法9条
	(3) サ高住に登録後、改修等を行った。 「いいえ」⇒(4)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法7条
	※改修等を行った場合は、①～③へ回答してください				
	①各居住部分の床面積を変更した。 「いいえ」⇒②へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項1号
	・床面積は、パイプシャフト及びこれに類する部分を除き、25平方メートル以上あり、問題ない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・床面積は25平方メートル未満だが、島根県が定める整備基準を満たした高齢者が共同で利用するための食堂や居間等を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・特例住戸の床面積は、パイプシャフトの部分を除き、18平方メートル以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②構造、設備を変更した。 「いいえ」⇒③へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項2号
	※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください				
	・住宅内の床・壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・建具は、開閉がしやすく、かつ安全性に配慮したもので、引手及び錠は、使いやすい形状のものであり、適切な位置に取り付けられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・浴槽の縁の高さ等は、高齢者の入浴に支障がない等安全性に配慮したものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・住宅内の給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、高齢者が安心して使用できる安全装置の備わった調理器具設備等を使用する等安全性に配慮したものであるとともに、操作が容易なものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ガス漏れ検知器及び火災報知器を台所に設置している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・緊急通報装置を特定寝室、便所及び浴室（共用の便所、共用の浴室共）に備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所又は浴室を各住戸内に備えている、または、共用の台所又は浴室を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所又は浴室を各住戸内に備えていないが、島根県が定める整備基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・共用居間及び食堂は、原則として建物内に1箇所以上設置するものとし、その規模は、特例住戸の数に3㎡を乗じて得た面積以上である。なお、特例住戸が複数階にわたって設置されている場合で、居室がある階毎に居間及び食堂を備える場合は、原則として、その階に属する特例住戸の数に3㎡を乗じて得た面積以上である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所は体の不自由な者の使用に適した設備を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所は、共用の居間、食堂に隣接している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所は、入居者の利便性に考慮した適切な規模である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・浴室は体の不自由な者の使用に適した設備を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・浴室を10住戸につき1箇所以上の浴室を居室のある階毎に設置している。 (ただし、動線に配慮されている場合は、居室のある階ごと備えることを要しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・入居者の状況把握及び生活相談サービスを提供するために職員が常駐するためのスペースを、サービス付き高齢者向け住宅の敷地内に確保している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・サービス付き高齢者向け住宅の規模及び提供する高齢者生活支援サービス内容に応じ、適切な機能を有する設備を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
③パリアフリー構造（加齢対応構造等）を変更した。 「いいえ」⇒(4)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項3号	
※パリアフリー構造適用部分					
●床…段差 ●居室…出入口の幅 ●居住部分の階段…段差等・手すり					
●通路…幅 ●浴室…出入口の幅・広さ・手すり ●便所…手すり、寝室のある階にあること					
※パリアフリー構造を変更した場合は、以下に回答してください					
・登録基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目	内容 ※各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒	はい	いいえ	根拠規定															
	(4) 入居者の資格は以下のとおりで相違はない。 ・①単身高齢者か②高齢者＋同居者（高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項4号															
	(5) 状況把握、生活相談サービスの内容や提供者を変更した。「いいえ」⇒(6)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項5号															
	※内容や提供者を変更した場合は、以下に回答してください																		
	①状況把握サービス及び生活相談サービスの提供を行う者は、以下に該当している。 ●社会福祉法人の職員、 ●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員、 ●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員、 ●居宅介護サービス事業者の職員、 ●有資格者【医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修（実務者研修、旧ホームヘルパー1級・2級、旧介護職員基礎研修修）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
	②職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
	③日中常駐し状況把握サービス及び生活相談サービスの提供を行う者は、登録時もしくは最終変更登録時の人数、資格、雇入通知書の内容を変更した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
④上記③が「はい」の場合、サービスを提供するために常駐する者について、職種、資格名称、人数を下欄に記入してください。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格名称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	職種	資格名称	人数															
職種	資格名称	人数																	
登録の基準	(6) 入居契約は次の①～④に全て該当する。「はい」⇒(7)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号															
	※該当しない項目がある場合は以下に回答してください																		
	①全て書面により契約をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ															
	②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ															
	③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ															
	④入居者の同意を得ず、居住部分の変更又は解約できない契約となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ヘ															
	(7) 前払金は発生していない。「はい」⇒(8)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号															
※前払金が発生する場合は以下に回答してください																			
①全て書面により契約をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ニ、ホ																
②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条																
③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条																
誇大広告の禁止	(8) 誇大広告は行っていない。 事実と相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条															
登録事項の公示	(9) インターネットの利用又は見えやすい場所への掲示により登録事項を公示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法16条															
契約締結の説明	(10) 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条															
	(11) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明を含む）を書面を交付して説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条															
	(12) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条															
高齢者生活支援サービスの提供	(13) 入居契約に従って高齢者生活支援サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法18条															
帳簿の備付け等	(14) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(15) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(16) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(17) やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、及び拘束理由を記載し保存しなければならないことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(18) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(19) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
	(20) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条															
その他	(21) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条															
	①食事の提供サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条															
	②介護サービス（入浴、排せつ、食事）を提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条															
	③家事サービス（調理、洗濯、清掃）を提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条															
	④健康管理サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条															

ご回答ありがとうございました。

島根県建築住宅課 住宅企画G

電子メールで送信をお願いします。

⇒【メールアドレス】 kentiku@pref.shimane.lg.jp